

現役の企業法務部長、弁護士、弁理士等の 多彩な執筆陣が「実務基準」を見える化します！

「法務業務プロセス」「業務遂行チェックリスト」
などを通じて個々の業務の遂行に必要な法務力を習得できる！

わかりやすい二部構成

第 1 部

法務業務

- ❖ 8つの法務分野について
実務上のポイントと求めら
れる法務力を把握できる

第 2 部

ビジネス上の重要法律

- ❖ 13の重要ビジネス法につい
て押さえておくべき知識を
素早く確認できる



吉川達夫 飯田浩司 編著 定価：本体2,800円+税 A5判・288頁



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

☎ Tel. 0120-203-694

☎ Fax. 0120-302-640

第一法規の書籍 オンラインストアはこちら

<https://www.daiichihoki.co.jp/store/>
電子書籍・定期購読なども！

総論 — 法務部門の役割と業務 —

第1部 法務業務

- 第1章 リーガルマネジメント
 - 1) リーガルリスクマネジメント
 - 2) 契約と契約書審査
 - 3) 契約交渉
 - 4) リーガルリサーチ
 - 5) 外部弁護士起用
 - 6) 社内リーガルマネジメント
- 第2章 リーガルオペレーション
 - 1) 契約書の作成(押印、製本)
 - 2) ビジネス文書の作成
 - 3) 契約書の保存と保管
- 第3章 企画法務
 - 1) プロジェクト法務
 - 2) M&A
- 第4章 紛争処理法務
 - 1) 裁判、仲裁、調停
 - 2) 債権回収
 - 3) クレーム/事故対応と製品不良対応
 - 4) 行政調査

第2部 ビジネス上の重要法律

- 第1章 民法
- 第2章 会社法
- 第3章 独占禁止法
- 第4章 不正競争防止法
- 第5章 景品表示法
- 第6章 特定商取引法
- 第7章 個人情報保護法
- 第8章 製造物責任法
- 第9章 消費者保護法
- 第10章 公益通報者保護法(内部通報制度)
- 第11章 金融商品取引法
- 第12章 手形法・小切手法
- 第13章 ①知的財産関係(特許法・実用新案法・意匠法・商標法・著作権法)
- 第13章 ②知的財産権の保護と活用

- 第5章 会社法務
 - 1) 組織(設立・機関・組織再編)・事業承継
 - 2) 株主総会の準備と運営
 - 3) 取締役会の運営
- 第6章 コンプライアンス法務
 - 1) 贈賄罪・外国公務員汚職防止規制
 - 2) 反社会的勢力への対応
 - 3) 危機管理体制の構築
 - 4) クレーム対応/平常時
 - 5) レピュテーションリスクへの対応
- 第7章 労働関係法務
 - 1) 法的視点からの紛争分析・法律関係の整理
 - 2) 就業規則
 - 3) ハラスメント
 - 4) 非正規社員の雇用管理
 - 5) 不祥事対応・懲戒処分
- 第8章 グローバル法務
 - 1) 国際取引
 - 2) 企業の海外進出における留意点
 - 3) 外部専門家の活用

法務業務

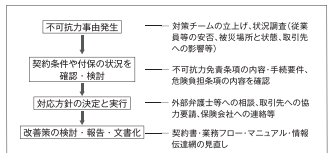
不可抗力免責条項のほか、危険負担の移転時期を定める条項(以下「危険負担条項」という)を契約に設けることが必要となる。

現行法は、特定物及び確定後の不特定物を目的とする双務契約については「債権者主義」(民法534条1項、同条2項)を、それ以外の取換契約については「債務者主義」(民法536条1項)を採用している¹⁾。したがって、前述の売買契約の対象が特定物である場合、民法に準じて、買主は物を手でできなくとも代金支払債務を負うことになる。これは常識的には受け入れ難い結果である。これを回避するため、事業者間取引では、「商品引渡し時(買主が検査し受領した時と特約する場合もある)に目的物の滅失等の危険が買主に移転²⁾」するとの危険負担条項を設けることが一般的に行われている。

④ 安全配慮義務

企業は、従業員が「生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができよう、必要な配慮」をする安全配慮義務を負っている(労働契約法5条)。その内容として、物的設備や安全教育を施すことが重要とされる³⁾。そこで、安全配慮義務の一環として、防災用品の備蓄、マニュアル整備、避難訓練・危機対応研修、情報伝達方法の整備など、ハード・ソフトの両面から体制を敷くことが必要である。

法務業務プロセス 022：不可抗力事由発生時の対応



第8章 コンプライアンス法務

取引契約の確認

災害が起こると、部品供給が途絶えた、納期に間に合わない、といった事態が起こる。この場合、取引先との契約条件(主に不可抗力免責条項、危険負担条項)を確認した上で、対応方針を決定することが大切である。

不可抗力免責条項については、不可抗力事由の該当性、免責の手続要件、契約解除権の発生要件と効果を確認する。必要に応じて免責や契約解除の主張をするためである。そして、危険負担条項については、危険の移転時期を確認する。反対債務の有無に関わるためである。

☑ [不可抗力事由発生時の対応] 業務進行チェックリスト

- 事件・事故の情報を確認
- 従業員等の安全を確認
- 不可抗力免責条項・危険負担条項等を確認
- 取引先・顧客への対応方針を検討
- 保険契約の確認と保険会社への連絡

ケーススタディ 021

顧客の精密機器を保管していたが、落雷で焼失してしまった。顧客から損害賠償請求を受けた場合、免責を主張できるか?

契約に不可抗力条項を規定している場合はその規定に従うことになる。契約に規定がない場合が問題となるが、一般的に天災地変が原因の場合は、債務者の「責めに帰すべき事由」がないとして免責を受けるとされている。ただし、判例⁴⁾は、不可抗力を原因とする履行不能であっても、一律に免責を認めるわけではなく、債務者の予見可能性、結果回避可能性を問題とし、「責めに帰すべき事由」を判断しているようである。

チェックリストによる確認や
ケーススタディによる解説で
必要な法務力を習得!



詳細・お申し込みはコチラ
◀クレジットカードでもお支払いいただけます▶



第一法規

検索

CLICK!